

佐久市医療機関等物価高騰対策事業交付金交付要領

令和8年3月27日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、佐久市内の病院、医科診療所（有床・無床）、歯科診療所、助産所、薬局、施術所（柔道整復、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう）及び歯科技工所（以下「医療機関等」という。）が物価高騰の影響を受けながらも安定的なサービス提供を継続できるよう、佐久市医療機関等物価高騰対策事業交付金（以下「交付金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 光熱費、食材費について原油価格等の高騰の影響を受けているもの。
 - (2) 申請日時点で休止中でなく、また、休止又は廃止の予定がないもの。
 - (3) 令和7年12月1日時点で、病院、医科診療所（有床・無床）及び歯科診療所においては保険医療機関であるもの、助産所においては開設の届出を出している又は開設の許可を受けているもの、薬局においては保険薬局であるもの、施術所（柔道整復、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう）においては開設の届出をしており、かつ、受領委任取扱い施設の指定を受けているもの、歯科技工所においては開設の届出をしているもの。
 - (4) 長野県の社会福祉施設等価格高騰対策支援金支給要綱（令和8年3月17日7健福政第248号）に基づく交付の決定を受けているもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象外とする。

- (1) 国及び地方公共団体の設置する医療機関等である者
- (2) 市税等の滞納がある者
- (3) 佐久市暴力団排除条例（平成24年3月28日佐久市条例第1号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) その他市長が適当でないと認める者

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた者には交付金の交付を行うことができる。

(交付金の交付回数)

第3条 交付金の交付は、1医療機関等につき1回に限る。

(交付金額)

第4条 交付金額は、下表に定めるとおりとする。

ただし、施術所（柔道整復、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう）については、一つの施設等において、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に基づく柔道整復又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に基づくあん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの複数を開設している場合は、開設している業務の種類・該当数にかかわらず、1施設等あたりの基準単価は20千円とする。

区分		交付金額（1施設あたり）	
		基準単価	加算額
医療機関	病院 医科診療所（有床）	100千円	20千円×許可病床数（令和7年12月1日時点）
	医科診療所（無床） 歯科診療所	60千円	—
	助産所	60千円	—
薬局		60千円	—
施術所（柔道整復）		20千円	—
施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう）		20千円	—
歯科技工所		20千円	—

(交付の申請)

第5条 医療機関等は、交付金の交付を受けようとするときは、佐久市医療機関等物価高騰対策事業交付金申請書兼請求書（様式第1号）に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る交付金の交付を決定及び確定（以下「交付決定」という。）したときは、佐久市医療機関等物価高騰対策事業交付金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、交付決定後、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚し

た場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

佐久市医療機関等物価高騰対策事業交付金申請書兼請求書

年 月 日

（申請・請求先）佐久市長

佐久市医療機関等物価高騰対策事業交付金交付要領第5条の規定により、次のとおり申請します。
 なお、申請に当たり、市長が市税等の納付状況や、長野県に対して社会福祉施設等価格高騰対策支援金の支給状況を確認することに同意します。

1 申請・請求者

フリガナ	
法人：法人名・代表者職・代表者氏名 個人事業者：屋号・代表者氏名	
法人：本店の所在地 個人事業者：施設等の所在地	〒 —
（法人（本店）の所在地と施設等の所在地が異なる場合は併記してください。）	〒 —
施設等の名称	
担当者氏名（所属・職・氏名）	
電話番号	
メールアドレス	

2 申請・請求額

施設等区分	許可病床数 （令和7年12月1日時点）	基準単価	加算額 （20,000円×許可病床数）	申請・請求額 （基準単価＋加算額）

3 振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 出張所
預金種目	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※必ず申請者名義の口座を指定してください。（法人の場合は当該法人、個人事業者の場合は当該個人の口座に限ります。）

4 交付要件（すべてにチェックがなければ交付を受けることができません。）

交付を申請する施設等は下記の要件を満たしています。

光熱費、食材費について原油価格等の高騰の影響を受けていること。

申請日時点で休止中でなく、また、休止又は廃止の予定がないこと。

令和7年12月1日時点で、病院、医科診療所（有床・無床）及び歯科診療所においては保険医療機関であるもの、助産所においては開設の届出を出している又は開設の許可を受けているもの、薬局においては保険薬局であるもの、施術所（柔道整復、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう）においては開設の届出をしており、かつ、受領委任取扱い施設の指定を受けているもの、歯科技工所においては開設の届出をしているもの。

5 誓約（すべてにチェックがなければ交付を受けることができません。）

私は、佐久市医療機関等物価高騰対策事業交付金を申請するにあたり、下記の内容について誓約します。
 なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

市税等に未納はありません。

佐久市暴力団排除条例（平成24年3月28日佐久市条例第1号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

交付金の交付決定後に交付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、速やかに交付金を返還します。

6 添付書類

長野県の社会福祉施設等価格高騰対策支援金支給要綱第6条に基づく「社会福祉施設等価格高騰対策支援金支給決定通知書（様式第2号）」の写し

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

佐久市長 柳田 清二

佐久市医療機関等物価高騰対策事業交付金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった佐久市医療機関等物価高騰対策事業交付金について、下記のとおり交付の決定・確定をしたので、佐久市医療機関等物価高騰対策事業交付金交付要領第6条の規定により通知します。

記

交付決定・確定額

円